



環境マネジメントシステムの整備・充実

2.1 組織

各役員等の業務内容

■学長（最高管理責任者）

- 環境マネジメントに関する業務を総括する。

■財務施設担当副学長（環境責任者、エネルギー管理統括者）

- 最高管理責任者を補佐し、環境マネジメントについて統括する実質的な責任及び権限を持つ。
- 設備の維持、新設、改造、撤去、エネルギー管理員の教育指導、省エネ法に基づく中長期計画及び定期報告の作成、その他エネルギー使用の合理化に関すること。

■エネルギー管理企画推進者

- エネルギー管理統括者の業務を補佐する。

■各部局長等

- 環境マネジメント対策推進会議：環境方針、中期計画、環境目標、行動計画の策定、推進、環境報告書の作成、エネルギーの使用の合理化に関する取組方針、管理標準、中期計画書の策定、その他環境マネジメントに関することを審議する。
- 部局環境責任者：環境責任者と連絡調整を行い、当該部局における環境マネジメントの目標及び計画の策定、実施、評価及び改善に関する業務を総括する。
- エネルギー管理地区責任者：地区内のエネルギー管理に関する業務を総括する。

■各部局等の環境配慮推進員

- 環境マネジメント対策部会：環境目標、行動計画の企画立案、環境報告書の情報収集、編集等作成、エネルギー管理方針、管理標準、中期計画の策定、その他環境マネジメントに関することを審議する。
- 部局環境責任者を補佐し、部局環境責任者の指示のもと部局の環境マネジメントに係る目標及び計画に関する具体的な企画、立案、実施業務の進捗及び適合状況の把握並びに是正措置を行い、必要に応じて巡視し必要な措置を講ずる。

■エネルギー管理員（主要3キャンパスへ配置）

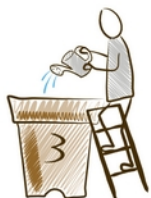
- エネルギー管理地区責任者の業務を補佐するとともに、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギー使用方法の改善及び監視、その他エネルギーの使用の合理化に関する業務を管理する。

■全構成員

- 環境マネジメント体制に従い、部局等内部にて具体的な省エネ、環境配慮活動を行う。



図 2-1 山口大学組織図（2022年度体制）





2.2 環境リスクマネジメント

(1) 化学物質の安全管理に対する体制

研究・教育の多様な場面で用いられる化学物質の管理は、環境リスクマネジメントを推進するうえで重視すべき事項です。

本学では、「国立大学法人山口大学化学物質安全管理規則」(2013年5月14日制定)及び関係法令に基づく、学内体制の整備、環境保全及び安全教育、薬品管理、化学物質リスクアセスメント評価などを推進し、リスク管理を徹底しています(図2-2)。

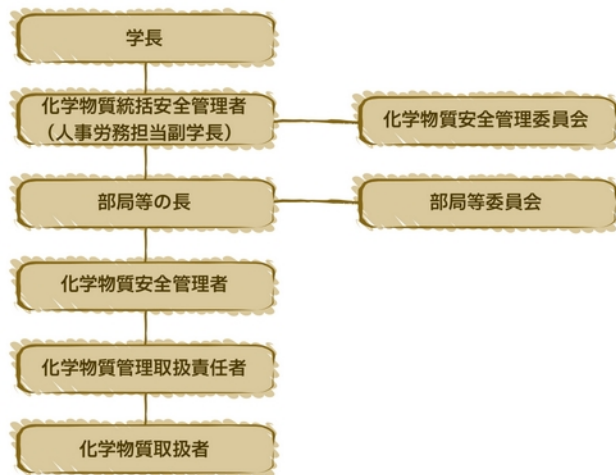


図 2-2 化学物質安全管理体制

(2) 自然災害・事故等に対する体制

「国立大学法人山口大学防火規則」(1993年11月22日制定)等の定めにより、各団地毎に消防団・自衛消防組織等を編成し、緊急時の迅速・安全・的確な対応ができる体制を整えています(図2-4・5)。

さらに、医学部附属病院では、災害拠点病院(2021.4.30)の指定を受けるとともに、救急救命センターや山口県DMAT(災害派遣医療チーム)指定病院として、患者及び職員の安全、医療施設の機能確保、医療行為の適切な遂行を図ることを目的として、「山口大学医学部附属病院災害対策マニュアル」を整えています。



図 2-4 避難訓練(情報収集)

■労働安全に関する職場巡視活動

「国立大学法人山口大学職員労働安全衛生管理規則」(2004年4月1日制定)等の定めにより、職場の労働安全衛生環境を確保することで、労働災害防止、自然災害の被害拡大防止、化学物質等による二次災害防止に努めています。

職場巡視では、専門の管理者等が直接現場に足を運び、教職員及び学生が安全かつ快適な環境で教育研究活動に従事できているかどうか、どのような潜在のリスクがあるのかを第三者の視点で確認しています(図2-3)。



図 2-3 外部コンサルの職場巡視



図 2-5 消火器による消火訓練

■地域での災害時避難場所指定

山口市との協定(2003年5月22日)により、災害等における被災者及び避難者に対する支援体制として、吉田キャンパスの第1・2体育館及び第1・2武道場を避難場所(収容可能人数1842人)に開設できる体制を整えています。また、その付近には、防災用トイレ・井戸・かまどの避難所の機能を備えています。

